

平成25年第9回教育委員会定例会
(9月6日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成25年9月6日（金）午後2時5分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	末 廣 照 純
委員長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	前 田 烈
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 （兼 教育支援館長）	針 谷 玲 子
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事 務 局 副 参 事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

- 第20号議案 平成24年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について
- 第21号議案 平成25年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第22号議案 東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第23号議案 東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について
- 第24号議案 調停及び損害賠償の額の決定についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について

(2) 指導課

イ 東京都同和教育研究協議会が実施する事業に対する後援について

(3) 生涯学習課

ウ 周年記念式典に伴うPTA会長等に対する感謝状の贈呈について

エ 学校法人上野学園石橋メモリアルホールが実施する事業に対する後援について

(4) 青少年・スポーツ課

オ 台東区民スポーツ振興協議会が実施する事業に対する共催について

(5) 中央図書館

カ 待乳山聖天・聖天町界限浮世絵展実行委員会が実施する事業に対する後援について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 小学校普通教室のフローリング整備について

イ 区民文教委員会における報告事項等について

ウ 後援名義の使用について

(2) 学務課

エ 平成26年度区立幼稚園園児募集について

オ 校外学習環境の整備の検討状況について

カ 平成25年度就学時健康診断の日程について

(3) 児童保育課

カ 平成26年4月保育所入所申込の受付について

キ 平成26年4月こどもクラブ入会申込の受付について

3 10月の行事予定について

4 その他

午後2時05分 開会

末廣委員長 ただいまから、平成25年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、樋口委員をお願いいたします。
それでは会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

末廣委員長 それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第20号議案

末廣委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。各議案の提案理由及び内容に
ついて説明をお願いいたします。

初めに、第20号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 それでは、第20号議案、平成24年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教
育費関係）の認定の意見聴取について、ご説明をいたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出する
ものでございます。

教育費関係の決算の概要説明をいたしますが、別紙のA4縦書きの表でご説明をいたしま
す。まず、歳入からご説明をいたします。

教育費の24年度歳入総額は、15億1,378万9,170円で、前年度対比1億2,467万939円、
9.0%の増でございます。

分担金及び負担金は約1,602万円、3.8%の増でございます。主に、アスクくらまえ保育
園開設に伴う保育費個人負担金の増でございます。

次に、使用料及び手数料は約313万円、1.7%の増でございます。主に、リバーサイドス
ポーツセンター利用実績の増及び、学校開放使用実績の増でございます。

次に、国庫支出金は約3,444万円、15.4%の増でございます。次世代育成支援対策施設
整備交付金における台東区児童館大規模改修実施による増、保育委託費におけるアスクく
らまえ保育園の開設が主な増の要因でございます。

次に、都支出金は約6,947万円、16.6%の増でございます。待機児童解消区市町村支援
事業費における補助対象事業の増、都型学童クラブ事業費の対象の増、緑の学びづくり事
業費における屋上緑化・壁面緑化工事に伴う増と、子ども家庭支援区市町村包括補助事業
費における補助対象事業の減、児童館等整備費における制度移行に伴う皆減による相殺増

でございます。

次に、財産収入は約73万円、3.2%の減でございます。基金運用益金の運用実績減が主な要因でございます。

次に、繰入金は300万円、37.5%の減でございます。池波社会教育振興基金繰入金における10周年記念事業終了による減でございます。

最後に、諸収入は約534万円、5.3%の増でございます。一時保育等に係る保育料における竜泉保育室開設に伴う保育料の増、区立保育所管外受託児童保育費における児童数の増、光熱水費受入におけるリセ・フランコ・ジャポネ退去による減との相殺増でございます。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

教育費の歳出総額119億2,024万2,040円、前年度対比7,974万2,689円、0.7%の増でございます。

教育総務費は約6,269万円、4.7%の減でございます。人件費の減、学校(園)非常勤職員の採用人数及び指導課運営における非常勤講師採用人数の減と、特別支援教育振興における通級相談員等の配置による増、教育支援館運営における特別支援教育支援員の増、生活指導相談学級の運営における非常勤職員の増との相殺減でございます。

次に、小学校費は約8,686万円、4.9%の減でございます。小学校ICT教育の推進における機器整備の終了、小学校新学習指導要領対応における指導書整備の終了、人件費の減と、パソコン整備の児童用パソコン整備における借上期間満了に伴う新規リース開始による増との相殺減でございます。

次に、中学校費は約2,656万円、3.3%の増でございます。管理運営費の中学校施設保全における工事内容の相違による増、要保護・準要保護就学援助における認定者数の増と中学校ICT教育の推進における機器整備の終了、給食調理委託における委託見直し及び入札契約額の減との相殺増でございます。

次に、校外施設費は約132万円、1.8%の増でございます。少年自然の家管理運営における自動車等購入による増でございます。

次に、幼稚園費は約227万円、0.3%の減でございます。私立幼稚園の就園奨励における補助単価及び支給人数の増と、管理運営費の幼稚園施設管理用務業務委託における再入札額の減、幼稚園維持運営における学級増対応不要による残、幼稚園施設管理における空調機器借上再リースによる減等々の相殺減でございます。

次に、児童保育費は約3億2,082万円、6.9%の増でございます。千束保育園大規模改修及び千束児童館大規模改修の工事終了と台東保育園大規模改修、台東児童館大規模改修の工事实施に伴う増、認可保育所の整備におけるアスクくらまえ保育園開設及び保育委託における対象園の増との相殺増でございます。

次に、こども園費は約658万円、1.4%の減でございます。人件費の減、ことぶきこども園管理運営における入園児数増と、大規模改修工事終了との相殺減でございます。

次に、社会教育費は約3,467万円、2.2%の減でございます。都支出金返還金の増、生涯

学習センターの管理運営における光熱水費値上げによる増と、管理運営の図書館情報システムにおけるICタグシステム導入完了及び一部業務委託の見直しによる減、まちかど図書館のくらまえオレンジ図書館移転終了による減との相殺減でございます。

次に、社会体育費は約7,587万円、16.4%の減でございます。リバーサイドスポーツセンター施設の少年野球場グラウンド拡張等整備終了と旧田中小学校の体育施設整備設計業務委託の増、第68回国民体育大会の増、リバーサイドスポーツセンター施設の管理運営における光熱水費の実績増及び建物管理委託料の増との相殺減でございます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 小学校費の歳出で、ICT教育の推進が23年度で整備終了ということですが、こういった電子機器は次々と新しいものになっていくと思われま。今後、例えばシステム自体が旧式化した場合には、またこの辺りの予算が組めるのでしょうか。パソコンのオペレーティングシステムが変われば、それに対応しない機種も出てくると思われま。そのあたりの見通しや計画があればお聞かせいただければと思いま。

教育改革担当課長 ICT教育につきましては、電子黒板、実物投影機などの配置が終了し、それに伴うサポートを配置したところで、行政計画上はこれで終了という状況でございます。また、ICT教育ということではありませんが、パソコンを教職員一人一台ずつ配置しているところでございます。

今後、ICT教育の推進に向けて、デジタル教科書等を活用した授業、またそれに伴う諸条件の整備等を考えております。

実際、パソコン機器そのものがおおよそ5年くらいで随分変わってきますので、リースをしている場合の年限と入れかえ時期などについては、あわせて検討していくところでございます。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、これより採決いたします。

第20号議案については、原案どおり決定いたしたいと思いま。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

議案第21号

末廣委員長 次に、第21号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

庶務課長 第21号議案、平成25年度東京都台東区一般会計補正予算(第4回)における教育費関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出をするものでございます。

教育費関係の歳入計が補正前15億2,381万5,000円、補正額7,327万8,000円、補正後の額15億9,709万3,000円でございます。歳出は、補正前123億7,497万6,000円、補正額1億3,110万5,000円、補正後の額125億608万1,000円でございます。

資料をご覧ください。

歳入の内訳ですが、都補助金、雑入の2件でございます。

1件目、都補助金、教育費補助金、いずれも児童保育課でございます。

子ども家庭支援包括補助事業費に係る認証保育所の誘致に対する補助金として補正分30万円、待機児童解消区市町村支援事業費に係る共同型家庭的保育に対する補助金の補正分150万円、私立保育所耐震改修事業費に係る補助金3,895万2,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業費に係る補助金2,129万4,000円、東京都保育従事職員等処遇改善事業費に係る補助金1,040万4,000を計上してございます。

次に、雑入について、求償金に係る国家賠償法に基づく経費82万8,000円を計上してございます。補正の歳入予算、教育費・計は7,327万8,000円の増額でございます。

次に、歳出の内訳でございます。歳出は4件でございます。

1件目が教育総務費、事務局費、指導課でございます。損害賠償金にかかる国家賠償法に基づく経費82万8,000円を計上してございます。

2件目、児童保育費、児童保育総務費、いずれも児童保育課でございます。認証保育所の誘致に係る開設準備補助に要する経費2,530万円、共同型家庭的保育に係る開設準備補助に要する経費の補正分200万円、私立保育所耐震改修補助に係る康保会乳児保育所、共生保育園の耐震改築事業に係る経費の一部補助に要する経費5,090万5,000円、保育士等処遇改善に係る私立保育所等の保育士等処遇改善に要する経費3,332万6,000円、国・都支出金返還金に係る平成24年度国・都支出金の超過受入に伴う返還金1,310万9,000円、(仮称)谷中防災・コミュニティ施設併設児童館等整備:併設児童館整備に係る工事監理業務委託に要する経費の補正分64万1,000円、併設こどもクラブの整備に係る工事監理業務委託に要する経費の補正分23万6,000円を計上してございます。

3件目、こども園費、こども園総務費、学務課でございます。

保育士等処遇改善に要する経費354万3,000円を計上してございます。

最後に、社会教育費、図書館整備費、中央図書館でございます。

(仮称)谷中防災・コミュニティ施設併設図書館整備に係る工事監理業務委託に要する経費の補正分121万7,000円を計上してございます。

補正の歳出予算、教育費・計は1億3,110万5,000円の増額でございます。

以上につきまして、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、これより採決いたします。

第21号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第22号議案

末廣委員長 次に、第22号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 第22号議案、東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本件につきましては、去る8月28日の臨時会において第三認定こども園についてご報告し、保育所条例に「たいとうこども園」を追加する改正を行うことについてご了承をいただいたところでございます。

この度、改正議案作成に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長より意見聴取がございましたので、本委員会といたしましては、原案に異存なしといたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 今回のこの条例案は前回の教育委員会臨時会で報告した内容を明文化したという理解でよろしいですね。

学務課長 そのとおりでございます。

樋口委員 再確認ですが、「台東区立ことぶきこども園」、「台東区立たいとうこども園」という名前について、区立ということによろしいですね。最終的な責任なども区になるということですね。

学務課長 民営という手法をとった場合でも、区立ということでございます。業務委託と違い、指定管理ですので、協定に基づいて一定の責任を現場に持っていただきますが、設置者、また、その大もとの責任は区にあります。

樋口委員 経営母体は違うかもしれませんが、それ以外は一般の区立幼稚園と全く同じということになりますね。

学務課長 意義は同じでございます。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 ほかにないようですので、これより採決いたします。

第22号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

第23号議案

末廣委員長 次に、第23号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 第23号議案、東京都台東区立保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について、ご説明いたします。

本案件も、前回の教育委員会臨時会で報告し、社会福祉法人東京児童協会を指定管理者に指定する議案提出についてご了承いただいたところでございます。

議案作成に当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長より意見聴取がございました。去る臨時会での趣旨どおり作成されていると考えられますので、本委員会といたしましては、原案に異存なしといたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 ご質問ないようですので、これより採決いたします。

第23号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

第24号議案

末廣委員長 次に、第24号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは第24号議案、調停及び損害賠償の額の決定についての意見聴取について、ご説明をいたします。

本件事案の内容につきましては、既に8月14日の教育委員会定例会にてご報告を申し上げます。台東区立中学校教員による体罰事故に伴う民事調停に関するものでございます。

この度、第3回区議会定例会において当該調停に関する議案を提出するに当たりまして、教育委員会に意見聴取を行うものでございます。

なお、本件に関わる民事調停につきましては、議会の議決後、11月6日に予定されております民事調停において調停成立の予定となっております。

よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 質問ないようですので、これより採決いたします。

第24号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、本案については、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課 ア

末廣委員長 それでは、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、アの周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

今年度の周年記念式典の実施に伴い、各学校から、学校医等の感謝状の贈呈について申請がございました。

贈呈理由は、児童、生徒、園児の健康管理に尽くした功績ということでございます。

式典挙行日、また贈呈対象者につきましては、資料のとおりでございます。

つきましては、資料裏面の30名の方々に対しまして感謝状を贈呈してよろしいか、ご協議をお願いいたします。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 周年行事は各学校で運営をしていますが、感謝状贈呈対象者の方々のご出席いただけるのかどうかについては、あらかじめ把握をしているのでしょうか。

学務課長 例年ご案内をさせていただき、出欠についてのご連絡をいただくようにはしておりますが、徹底していない部分もありますので、現場では当日確認し、ご紹介等について配慮をしているところでございます。

和田教育長 当日にご出席をいただいた方々には、くれぐれも失礼のないようにしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

前田委員 確かに、開業医の方々も多いですので、学校医の方々は例年、ご出席される方が少ないですね。

学務課長 前田委員ご指摘のとおり、かつてはお名前をご紹介の際に誰も起立されないという場面もあったと伺っております。昨年から工夫をさせていただいて、ご出席していただいている方を先にご紹介するという方法に変えているところでございます。

前田委員 確認ですが、この感謝状贈呈対象者の方々は退任されるということではないですね。

学務課長 退任校医ではございません。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 指導課 イ

末廣委員長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 東京都同和教育研究協議会が実施する事業に対する後援について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

主催者の東京都同和教育研究協議会は、墨田区、荒川区、大田区、品川区、葛飾区、多摩地区などの各地区の同和教育研究協議会と都立学校同和研究協議会からなっており、毎年1回、研究集会を開催しております。

昨年度は10月6日に墨田区で開催し、数年前には台東区でも開催しております。その時も区内小学校が発表をしておりました。今年度は10月1日の都民の日に、生涯学習センターのミレニアムホールにて実施され、石浜小学校が報告をする予定でございます。

本研究集会は、これまでも開催区、開催区教育委員会、当教育委員会、特別区教育長会等が後援して開催されてきておりますとともに、さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識を深める機会ともなりますので、本後援につきましてよろしくご協議いただきますようお願いいたします。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 毎年1回開催されている事業ですが、台東区で開催されるのは何年ぶりでしょうか。

指導課長 本区では5年前に一度、その時も石浜小学校が報告をさせていただいたというふうに聞いてございます。

樋口委員 その小学校への依頼は、この団体からするのですか。それとも教育委員会がするのですか。

指導課長 依頼は、この団体から直接学校に依頼するということでございます。まず初めに私どものほうに、石浜小学校の実践が参考になるということで依頼がございました。私どもから学校に都合を聞き、日程的には可能であるという話を受けていたところでございます。

樋口委員 教育委員会が間に入るべきだと思いました。

高森委員 この事例の発表は石浜小学校の教員がなさるのでしょうか。

指導課長 教員が発表報告をします。

前田委員 毎年、人権尊重教育の推進校も研究発表をやりますよね。同じような発表を
すると理解していれば良いですか。

指導課長 はい。学校の授業実践を報告させていただくということでございます。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、指導課のイについては、協議どおり決定いたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 ウエ

末廣委員長 次に、生涯学習課のウ及びエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、周年記念式典に伴うPTA会長等に対する感謝状の贈呈につい
て、ご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本件は、根岸小学校、金曾木小学校、浅草小学校、蔵前小学校及び育英幼稚園から、周
年記念式典挙行に伴う歴代PTA会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。

対象者は、いずれの方々もPTA活動の充実及び発展に献身的に努められてこられたとい
うことでございます。

つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し、感謝の意を表するために、よ
ろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、学校法人上野学園石橋メモリアルホールが実施いたします第1回「時をこ
えて、M&M～モーツァルトとメノッティにおけるオペラの世界～」に対する教育委員会の
後援につきまして、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

上野学園石橋メモリアルホールは、これまでも各種のコンサートや学習プログラムを開
催し、教育委員会の後援を受け、実施しているものも多くございます。今回の事業は、12
月5日に初心者にも親しみやすいオペラ作品のうち、モーツァルトの有名な古典作品とメ
ノッティの現代的な作品とをあわせて上演するものでございます。なお、本件は、政治的、
宗教的、営利的な面での抵触がないことを確認しております。

区民の音楽文化、生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきましては、
よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、まず協議事項の生涯学習課のウについて、
何かご質問はございませんか。

前田委員 以前、指摘したかと思いますが、学校からの申請書類については、「感謝状
の贈呈について」というような表題が望ましいと思われれます。

生涯学習推進担当部長 昨年度も前田委員からはご指摘をいただいております。今回は、事務処理上、調整が間に合わなかったということもあり、申し訳ありません。表現につきましては調整のうえ、ご指摘のように変更するようにいたします。

高森委員 申請理由の項目に記載が無い学校もありますね。

生涯学習課長 資料にはございませんが、口頭でも承っており、感謝状贈呈に関しては問題無いと確認しております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、協議事項の生涯学習課の工について、ご質問ございませんか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、生涯学習課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 青少年・スポーツ課 オ

末廣委員長 次に、青少年・スポーツ課のオについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

青少年・スポーツ課長 それでは、台東区民スポーツ振興協議会が実施する事業に対する共催につきまして、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

本件は、台東区民スポーツ振興協議会が実施いたします第8回台東区民ドッジボール大会につきまして、台東区教育委員会共催名義の使用申請でございます。

台東区民スポーツ振興協議会は、昭和60年に発足した台東区民綱引き推進協議会を母体として、綱引き競技だけでなく、老若男女が気楽に参加できるコミュニティスポーツ文化を考え、地域の幅広いスポーツ振興に応える団体として、平成18年4月に発足した組織でございます。

今回の第8回台東区民ドッジボール大会は、子どもから大人までが気楽に参加できるドッジボールを通じ、学校、地域、職場間の交流を促進し、区民の健康増進に寄与することを目的とするもので、小学生男子・女子の部、大人の部混合が実施されます。

本年度は11月23日に台東リバーサイドスポーツセンター第一競技場及び第二競技場で開催予定でございます。

なお、本事業につきましては、昨年度も教育委員会において共催名義使用について承認されているところでございます。区民の健康増進、区民スポーツの振興に寄与するものと思われまますので、台東区教育委員会の共催名義の使用について協議をよろしくお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、青少年・スポーツ課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(5) 中央図書館 カ

末廣委員長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 それでは、待乳山聖天・聖天町界限浮世絵展実行委員会が実施する事業に対する後援について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

本件、本区の前身である旧下谷区の職員であった作家、故池波正太郎先生の生誕の碑がある聖天町会が中心となり、地域活性化及びまちおこし事業として実施する運びになりました。

待乳山聖天とその界限は、江戸時代に名所として盛んに浮世絵などで描かれております。今回、聖天町会が中心となり、浮世絵を保管しております待乳山聖天、江戸東京博物館の協力を得ながら浮世絵等の展示を行うことで、希薄化してきている地域の結びつきを深め、浅草や、スカイツリーが開業した墨田区を訪れる観光客の誘客を目的に、来月18日から11月4日までの期間で、待乳山聖天信徒会館を中心に境内で開催することとなっております。

また、聖天町会が生誕の地であります故池波正太郎氏の関連資料も、あわせて展示する予定でございます。

この待乳山聖天・聖天町界限浮世絵展の開催には、台東区馬道地区町会連合会、浅草観光連盟も後援予定でございます。池波正太郎記念文庫への誘客も図れるという観点から、台東区教育委員会の後援につきまして、よろしくご協議の上、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

和田教育長 聖天町会が地元のまちおこしの一環として実施するということですが、池波先生の生誕地碑のところ、何かこのイベントに協力できることはあるでしょうか。

中央図書館長 現在、打ち合わせ中ですが、碑のところではなく、境内の中の展示で、当方からお貸しする予定であります絵画や挿絵等及び当方のパンフレット等も置かせていただき、誘客を図ろうという形で話しているところでございます。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、中央図書館のカについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

末廣委員長 それでは、次に、報告事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それではまず、アの小学校普通教室のフローリング整備について、ご報告をいたします。資料7をご覧ください。

教育委員会では、これまで小学校の普通教室床材については、改築・改修時にカーペットを基本として整備をまいりました。カーペットは吸音性にすぐれ、落ちついた環境で教育効果が期待できるという反面、耐用年数が短い上に、日常のきめ細かな清掃を要するため、維持管理面等の課題が近年大きくなってきております。そのため教育委員会内に教員を含む検討委員会を設置し、今後の方針について検討した結果を報告いたします。

初めに、項番1のカーペットの課題でございます。

カーペットの課題は、教育指導面、衛生面、経費面の3点でございます。特に低学年の給食の食べこぼしや、体調不良に伴う児童の嘔吐等による経年の汚れ、こちらは清掃だけでは十分対応できず、さらに耐用年数が10年程度で全面張りかえる必要があるために、ランニングコストが多大にかかるという課題もございます。

次に、項番2の整備方法でございます。

カーペットの清掃、衛生管理、更新費用等の課題と、ほとんどの学校が直近の全面交換から20年が経過していることを踏まえ、平成26年度から3カ年の計画でフローリングを整備していきたいと考えております。平成26年度は全校の低学年、27、28年度には中・高学年を整備していきたいと考えてございます。

次に、項番3の整備対象校でございます。

記載のとおり、オープンスペースを有する小学校11校が対象でございます。

次に、項番4の経費については、総額で1億5,620万4,000円を見込んでおります。各年度の経費内訳は、記載のとおりでございます。

最後に、項番5の今後の予定でございますが、9月13日の政策会議で了承を得た後に、予算を確保し、3カ年の計画を順次整備推進していきたいと考えております。

続きまして、イの区民文教委員会における報告事項等について、ご報告をいたします。資料8をご覧ください。

8月の例月の区民文教委員会の教育委員会の報告事項でございます。いずれも指導課からの報告でございます。

内容は2件ございまして、区立中学校における体罰事故に伴う民事調停について、及び、

平成24年度不登校児童・生徒数についてでございます。

1件目の民事調停については、特に質問はなくご了承いただいております。

また、不登校児童・生徒数につきましては、詳細はこの資料8のとおりでございますが、主な質問、要望として、公明党の小菅委員からは、経済的な理由を入れると人数が多くなるのではないかとのご指摘と、シングルのお家庭も増えており、子どもは親にも言えない社会となっていることから、個別指導、担任一人では難しいということでフォローする体制づくりを検討していただきたいという内容でございました。

共産党の小高委員からは、ひきこもりへの対策はあるのかというご質問がございました。指導課長からは、年間150日以上休んでいる児童生徒の状況を報告してございます。

また、ひきこもりに関しては、たいとうフロンティアの河野委員からも、生徒の安否確認はいつごろ行っているのかというご質問がありました。月に1回状況報告を受けているということですが、その辺りの報告のみの姿勢よりも、教育委員会全体で取り組む姿勢をお願いするというような内容でございます。

また、阿部委員からは、こうした生活のリズムは夏休みを境に出てくるのではないかとということで、その辺りの早期改良についてご質問がありました。指導課長から、夏休みは子どもの生活状況が変わる大きな要因で、こうした不登校は9月のスタートの時期によく現れるということで、9月の生徒指導については、連合校園長会を通して指導をしているという答弁がございました。

また、自民党の石塚委員からは、いじめによる不登校はあるかというご質問がございました。

最後に、望月副委員長からは、中学校の不登校の出現率、これが人数が多いということで、どのくらい解決しているのかというご質問がありました。途中で復帰する率というのは、小学校、中学校ともおよそ3割から4割ということで、それ以外の7割から6割は長期化するという状況ということで答弁をしております。引き続き、根気よく対応をお願いしたいというようなことでございます。

以上が、区民文教委員会の議事の概要でございます。

続きまして、ウの後援名義の使用についてご報告いたします。資料9をご覧ください。

庶務課取扱いとしまして1件でございます。伝統芸能講座、昨年は狂言のセミナーを行い、今年は文楽とのことです。

また、生涯学習課取扱い分として2件。平成25年度台東区短歌大会、第31回スペインギター音楽コンクールでございます。いずれも継続の名義使用ということでございます。

簡単でございますが、報告は以上です。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 フローリングの素材は何を使用しますか。

庶務課長 通常の木材で、よく住宅で使用されるような素材と同じものです。

樋口委員 間伐材の促進利用に関しては、国からも補助をもらえたりするかもしれませんが、注視してみてください。間伐材を使うということに関しては環境分野に取り組む意味で子どもの教育にもなりますし、国の環境保全にもなりますので検討いただければと思います。

庶務課長 ご指摘の点は調べて、検討してまいりたいと思います。

和田教育長 検討委員会を設置し、その結果、平成26年度から28年度にかけて全部整備していきますということ及び経費についての積算等に関して報告を受けましたが、この報告の位置づけは、どのように捉えておけばよろしいですか。

庶務課長 まず、教育委員会として、この方針で進めることに関して決定をいただきたいと思っております。その後、政策会議に諮っていきたいと考えております。

和田教育長 小学校長会で、意見聴取や議論などはあったのでしょうか。

庶務課長 小学校長会からも検討委員会に委員の先生が出ており、今回は東泉小学校長と金竜小学校の副校長が委員として出席していただいております。

小学校全体の意見として、カーペットは衛生面など課題が多いので、ぜひフローリングにしてもらいたいということで、それが現場の声であると認識しております。

和田教育長 フローリングにすることによって毎年のメンテナンス等について、経費等の特段な配慮が必要な部分がありますか。

庶務課長 カーペットに関しては、清掃委託をしているところですが、フローリングになりますと、児童生徒が自分で清掃することも可能になります。また、カーペットですと耐用年数が10年と言われていますが、フローリングですと場合によっては20年ぐらい使用可能ということで、その辺りの維持管理経費という点では、フローリングのほうが経費を削減できると思っております。

高森委員 小学校19校のうち、11校が整備対象とのことですが、ほかの8校はすでにフローリングであるということによろしいですか。

庶務課長 はい。もともとフローリングの学校でございます。

高森委員 資料裏面のフローリング整備年次計画について、低学年と中・高学年にそれぞれ分かれています。低学年で実施して、中・高学年で実施しない学校、その逆の学校もあります。これは、既にフローリングである部分なので整備対象ではないということでしょうか。

庶務課長 はい。一部フローリングの学校、一部カーペットの学校といろいろございますので、こういう形になっております。

前田委員 もう20年ほど前、千代田区教育委員会に在籍していた時に、複合施設ということで上野小学校を視察したことがあります。その際に、カーペットで子どもたちが寝転んだりしていて、当時の校長からもカーペットは良いという話を聞きました。

当時の教育委員会はカーペットの良さを説得して、カーペットになったと思えます。フローリングもそういったところもあるのではないかと、感覚的にしっくりしないという

ところがあります。

もし、カーペットの良さはどういうところかの質問受けたら、どういうふうに答えますか。

庶務課長 カーペットを導入したときには、オープンスペースをうまく活用し、可動式の間仕切りがあったりして静粛性にすぐれているということ、自宅と同じように座り込めるということ、そういった点が教育効果に良いのではないかとということで進められてきた経緯はあったと思います。

その後、教育委員会としてもカーペットの張りかえを一度行いましたが、維持が難しくなってきたという中で、今現在は、残念ながら少し汚れているような状況になっておりまして、衛生面で指摘も受けている実態はございます。

カーペットはすぐれていた要素はありましたが、維持していくという面では、現場として、教育側としても厳しい状況があったと思います。

前田委員 要するに、様々な要素を総合的に判断するとフローリングが良いということですね。経験を経て、やっぱりフローリングが良いということになれば、私も賛成します。

高森委員 オープンスペースを運営していく中で、カーペットでなくなることに對する問題点や不都合な点はありますか。

庶務課長 間仕切りのところで、その部分は違う素材を使うなりして工夫をしてみたいと思います。

高森委員 隣の教室の音をカーペットで吸収させようという配慮もあってカーペット化をしたと思いますが、それがフローリングになったときに、静粛性について、声が反響したりすることへの配慮など、考えなくてはならないことはありますか。

庶務課長 カーペットの方が机を動かしたり、間仕切りを動かしたりするときの吸音性はあるかと思いますが、声に関しては、カーペットとフローリングではそれほど差はないのではないかとはいふうには思っています。

樋口委員 冬になればフローリングは寒いです。冬の暖房費は現状よりも少し多くかかるだろうと思われれます。

末廣委員長 ほかにご質問はございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて何か質問はございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて何か質問はございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、ほかに質問がないようですので、庶務課のアからウについては報告どおり了承願います。

(2) 学務課 エオカ

末廣委員長 次に、学務課の工から力について、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、まず、工の平成26年度区立幼稚園園児募集について、ご報告いたします。資料10をご覧ください。

まず、項番1、募集概要でございます。

本年度も11月1日金曜日から入園申込書の配布を開始いたしまして、ご覧のような日程で募集を行ってまいります。

(5)の入園許可書の発送につきましては、これまで配慮が必要な子どもなどを対象に就園相談を行った場合、そういった方々に対しては2月上旬に発送し、そのほかの方々については12月の下旬に発送ということで発送時期がずれておりましたが、就園相談等のスケジュールを調整いたしまして、小中学校の就学通知とほぼ同様の1月10日に統一することいたしました。

次に、項番2、募集見込み数でございますが、表は左側が幼稚園、右側は参考として、こども園の短時間保育児を記載してございます。人数は、3歳から5歳までの、それぞれ上から定員、また、前の年齢からの持ち上がり、また、きょうだい関係で優先入園する見込みの人数、それを差し引いた、一番下の行が募集見込み数となっております。

現在、幼稚園10園の3歳児が183名、子ども園3園の短時間保育の3歳児が52名という状況でございます。

また、欄外記載のきょうだい関係の優先枠等々取り扱いはこれまでと同様でございます。裏面をご覧ください。

参考に、10月5日の広報「たいとう」やホームページでの募集案内から、入園決定通知までの流れを載せてございます。昨年と同様、幼稚園とこども園の短時間保育は、募集日程をあわせて実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

続きまして、オの校外学習環境の整備の検討状況について、ご報告いたします。資料11をご覧ください。

本件は、8月の定例会で新軽井沢における学園建設、また利活用等について断念いたしたいということでご了解をいただいたところですが、その際、原生林体験については、非常に貴重な体験になることから、この点について再考をというご指摘をいただいたところでございます。

その後、小中学校の校長先生にも参画していただいております校外施設のあり方検討会を開催いたしまして、この件について再検討をいたしました。

その際のご意見として、一つは、こういった原生林体験を開発することでバリエーションが増えることはいいことである。ただ、それを教員が指導するのは難しい面がある。また、原生林体験の活動時間をしっかりとるため、移動中の利便について、高速の出入り口から立ち寄るとすれば、そこから近いところ、霧ヶ峰学園で今後充実していくことを考えれば、霧ヶ峰学園の周辺でそういったところを開発するのがいいのではないかというよ

うなことがございました。

中学校においては、現在環境学習において森林の間伐がCO₂削減に寄与しているというようなことで、環境学習にマッチする面がある。小学校においては、林業体験と学習とをつなげるのは、ちょっと難しい面があるかもしれないというようなご指摘がありました。今後の方針といたしましては、中学校向けの活動を中心に検討いたしまして、学校に対して活動プログラム案を提示していきたいと考えてございます。

以上のような経緯に基づき、資料裏面の(5)、森林体験は小中学校の移動教室等の実施時に途中で立ち寄りやすい場所や、霧ヶ峰学園を拠点とした場所での実施について検討を行っていくと、こういった趣旨で報告書については追加修正をしたところでございます。

本日この内容でご意見を頂戴しまして、ご了解を得られましたら、政策会議にこの結果を報告し、10月3日の区民文教委員会にも報告をしていきたいと考えてございます。

続きまして、力の平成25年度就学時健康診断の日程について、報告いたします。資料12をご覧ください。

平成26年4月に小学校に就学する予定者の就学時健康診断をそれぞれの小学校で実施いたします。日程につきましては、資料のとおりでございます。

検査内容は、学校保健安全法施行令第2条に定められており、内科、眼科、耳鼻科、歯科の健診を学校医、学校歯科医の協力をいただき実施するものでございます。

報告は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まず、報告事項、学務課の工について、何かご質問はございませんか。

高森委員 私立幼稚園の園児募集はいつ頃から始まるのでしょうか。

学務課長 例年、この日程を園長会に情報提供しまして、それに基づいて、例年それより少し早い時期というところでございます。

高森委員 まだ決まってはいないということですね。

学務課長 はい。

和田教育長 資料の作り方として、項番2の募集見込み数の右側に、こども園が参考ということで載せてありますが、参考の意味合いが、見る人に分かりにくいと思います。

学務課長 こども園の短時間保育が幼稚園と制度上同等の内容であるということで、参考というよりも二つ並立というほうがこれからはふさわしいのかなと思いましたが、今後改善をさせていただきたいと思います。

樋口委員 定員と募集見込み数の違いは何ですか。

学務課長 定員は、園の面積や体制で、枠として設定しているものです。募集見込数は、すでに在園している、例えば3歳児が4歳児へと持ち上がる人数があり、4歳児、5歳児においてはその持ち上がった子どもたちを定員から差し引いた数字が、募集見込数になります。

樋口委員 それでは、3歳児のきょうだい関係とは、在園しているきょうだいがいるの

で、その分の枠は確保しているということですか。

学務課長 おっしゃるとおりです。事前に状況を確認した上で、その分を差し引いて募集見込数とさせていただいております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、学務課の才について、何かご質問はございますか。

前田委員 森林体験とは、具体的にはどのような活動をしていますか。

森林体験でどういうことを行うか、その内容は学校の自主性でいいものかどうか。

学務課長 国が森林を有効に教育にも活かすということで「遊々の森」事業という事業があり、そこで森林体験というと、木材を使ったクラフト、バードウォッチングであったり、林業を手伝う体験で間伐というようなことであれば、CO₂削減の部分でもマッチするという面がある、そういった体験活動のことです。

前田委員 霧ヶ峰学園周辺で、どういう森林体験をするか、それは各学校で思いつくと思います。それは学校の主体性として、知恵を絞って行えれば良いかなと思います。

学務課長 ご指摘ありがとうございます。小学校、中学校ではそれぞれこういうことというような検討を一緒に協議していきたいと考えています。

樋口委員 それぞれの森にはそれぞれの植生があって、本来なら理科の勉強ですね。それから木材を使って行うことは技術木工の勉強でありそういったものを全てトータルで森林体験なんですね。下草と大きい木の植生のあり方や、すみ分け、相互依存関係なども森の中に見ることができるわけです。そのほかにも緑の色がこうも違うのかということは自然で見なければわからないところもあります。教員は大変かもしれませんが、児童生徒は重要な勉強になると思います。それぞれの森でそれぞれ違う姿が見えますので、都会に住んでいる子どもほどそういった体験は重要だと思います。

学務課長 ご指摘のような点を踏まえて、学校とも協議していきたいと思います。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、学務課の力について、何かご質問はございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、学務課の工から力については、報告どおり了承願います。

(3) 児童保育課 キク

末廣委員長 次に、児童保育課のキ及びクについて、児童保育課長、報告をお願いします。

児童保育課長 それでは、まず、キの平成26年4月保育所入所申込の受付について、ご説明いたします。資料13をご覧ください。

まず、項番1の申込み資格は、保護者が就労や病気等のため、昼間児童を保育すること

ができない家庭でございます。

項番2の保育所数でございますが、認可保育所、公立、私立を含めまして24、それから、区設の認可外保育室が1、合わせて25施設でございます。

資料の裏面をご覧ください。

まず、区立の保育所でございますが、たいとうこども園が来年4月に新設となり、定員は、長時間保育の部分が78でございます。一方で、竜泉保育室が2年の開設期間を終えて閉園いたします。竜泉保育室の定員は54でしたので、差し引きしますと、24の増ということでございます。

後段の私立保育所の欄をご覧ください。

愛隣保育園が、ただいま園舎の全面改築を行っております。全面改築が竣工いたしますと定員が10増えますので、来年4月時点では定員10の増ということでございます。

次に、認可外保育室、柳北保育室の欄をご覧ください。認可外ではございますが、保育の水準は認可と同等の職員配置、同等の面積、同等の給食、保健内容を実施してございます。こちらのほうが今年の4月からスタートしております。今年はゼロ歳から2歳で33の定員でございますが、現在2歳の子が来年3歳に上がりますので、それをカバーするために定員を15増やしてございます。

すべて合わせますと、昨年よりも49の定員の増ということでございます。

資料表面にお戻りください。

項番3の受付期間は、今年の11月5日～12月27日まで、実質39日でございます。なお、休日受付として、11月17日（日）、12月15日（日）の2日間を加えますので、実質の受付期間は41日でございます。ほぼ今年度と同等でございます。できるだけ窓口でお待ちいただく時間を減らすため、電話で申し込みの受付の予約を、今年度から始めており、非常に好評でございますので、来年度の申し込みについても実施いたします。11月中に15日ほど、この期間を設ける予定でございます。

項番4の受付場所・時間は、区役所6階の児童保育課の窓口でございます。時間帯は執務時間と同じです。

項番5の受付に必要な書類については、入所申込書、保育に欠ける事情を確認できる書類（勤務証明書等、母子手帳等）でございます。入所申込書等は児童保育課、各保育園にて配布予定で、様式は、区ホームページからもダウンロードできるようになってございます。

項番6の周知方法でございますが、教育委員会および区議会の第3回定例会に報告後、区の広報紙、区のホームページ、メールマガジン、ツイッター等で順次周知をしていく予定でございます。

項番7の受付締切後のスケジュールでございますが、1月の中旬～2月上旬にかけて入所審査を行います。選考結果通知書の発送は2月中旬を予定しております。これは昨年度よりも10日ほど早く設定してございます。できるだけ早く選考結果を知らせてほしいと

いうご要望にお応えしたものでございます。以降、資料記載のスケジュールで事務処理を進めてまいります。

昨年のこの時期の受付件数は約980件で、このうち入所可能な枠が約500でございます。今回は、これに49のプラス枠がございますので、恐らく入所可能枠が550前後になるものと思われま。

保育所の入所申込みについては、以上でございます。

次に、クの平成26年4月こどもクラブ入会申込の受付について、ご説明いたします。資料14をご覧ください。

まず項番1の申込み資格ですが、2分類ございまして、まず一つが、保護者が就労や病気等で小学校1年生～3年生を放課後に保育することができない家庭。二つ目が、障害を持ったお子さんを対象にしているケースでございますけれども、集団保育が可能な程度の障害のある小学校4年生までの児童でございます。

なお、障害児を保育しているクラブが五つほどございますが、こちらに申し込む場合には、小学校6年生までを対象としているところでございます。

項番2のクラブ数につきましては、すべて合計して22クラブでございます。

裏面をご覧ください。22クラブの内訳は表のとおりでございます。定員は980でございます。昨年のこの時期の申し込み数は全部で970件ございました。実際に4月1日に入られた方は900人ございました。

資料表面へお戻りください。

項番3の受付期間は、今年の12月2日～来年1月10日まで、実質の受付日数は24日です。

項番4の受付場所・時間ですが、基本的には入会を希望するクラブで月曜日から土曜日、9時半から18時の間で受け付けをしております。また、昨年度から始めました休日受付は、区役所6階の児童保育課窓口で12月15日(日)に受け付けをいたします。この休日受付を含めると、実質受付日数は25日になります。これは昨年と同日数でございます。

項番5の受付に必要な書類ですが、利用申請書、保育できない事情を確認できる書類(勤務証明書等)その他、必要な書類でございます。必要書類等は、入会案内とともに11月上旬から児童保育課、各こどもクラブ、児童館などで配布予定でございます。

項番6の周知については、区の広報紙やホームページ等に記事を掲載する予定でございます。なお、区立小学校の就学時健康診断時に新1年生の保護者に入会案内を配布する予定でございます。

項番7の受付締切り後のスケジュールでございますが、1月中旬～2月上旬に審査を行い、2月中旬に審査結果を発送いたします。この審査結果の発送は保育所の発送と同様に、昨年より10日ほど早めてございます。3月上旬に各クラブで入会説明会を実施する予定でございます。

報告は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まず、報告事項、児童保育課のキについて、

何かご質問はございませんか。

樋口委員 こどもクラブの報告にも関連しますが、将来的には電子申込みや電子登録を検討しても良いのではないのでしょうか。申込み資格にもあるように、保護者が就労や病気等で児童を昼間・放課後に保育できない家庭ということですから、この時間帯に区役所に申込みに来るということ自体が大変だと思います。

児童保育課長 実際に区民のお客様からも同様のご要望をいただいております。ただし、保育所の入所、こどもクラブの入所に関しましても、全ての施設が同じ条件で、受けられるサービスも全く同じということであれば、そのような形の申し込みも可能と思われませんが、保護者や児童の状況がまちまちで、それぞれに合ったご案内をしていくことも重要でございますので、できるだけフェイス・トゥー・フェイスで直接お話を聞かせていただき、個々の希望に合ったご案内をさせていただきたいということがございます。

それから、やはり客観的な資料に基づいて審査をする必要があるわけですが、その書類に不備、書き漏れが結構な件数でございますので、そういったことを短時間で、できるだけ間違えがなく公正に処理できるようにということで、今の形になっております。

ただ一方で、樋口委員がご指摘については時代の要請でもございますので、今後そういったことも順次可能になるような方策を考えていきたいと思っております。

高森委員 保育所もこどもクラブも平成26年4月の入所・入会申込みということですが、ほかにも実施している月があるのでしょうか。

児童保育課長 基本的には、保育所もこどもクラブも、4月以降毎月随時の入所は行っております。ただし、4月入所の枠が一番大きいため、申込み数も他の月に比べて大変多いということがございますので、こういう形の手続きをとらせていただいております。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 次に、報告事項、児童保育課のクについて、何かご質問はございますか。

前田委員 併設施設として小学校、中学校も書いてありますが、こどもクラブの管理責任者は誰ですか。館長がいるのですか。

児童保育課長 こどもクラブの設置は区ですが、運営を民間の事業者へ委託してございます。例えば、東浅草小学校であれば、台東区の社会福祉事業団に事業委託をしてございますので、日常の運営管理については受託の事業者でございますけれども、最終的な管理責任は、当然教育委員会で持つところでございます。

前田委員 校長が放課後クラブのように、管理責任があるということではないですね。

児童保育課長 それはございません。

前田委員 表中の傍線が引いてある箇所がありますが、ここはこどもクラブが無いということでしょうか。

児童保育課長 例えば、谷中のこどもクラブは、谷中小学校の中ではなく、これまでは谷中コミュニティセンターの中にございました。今は改築中でございますので、仮設とし

て防災広場のところにあります。各小学校におきましては、こどもクラブを設置できる条件が整っているところについては、できるだけ小学校の中に設置するという方針で、これまで教育委員会としても整備をしてきたところがございます。ただし施設の条件などでどうしても設置ができないところは学校の近隣の民間物件を活用しているところもございます。児童の放課後対策の一環としては、例えば生活指導子ども会という、PTAの方々に週2回程度、その学校の子どもたちの放課後の安全な居場所をとということで教育委員会の中でも事業がございます。

前田委員 生活指導子ども会の実施日はいつでしたか。

青少年・スポーツ課長 生活指導子ども会につきましては、小学校のPTA連合会に委託をしております。その実施日については、各小学校単位にお任せをしており、各学校、あるいはその地域によって、実施日は異なっております。多くは水曜か木曜か土曜日に行われているケースが多いという状況でございます。

前田委員 もし、何か事故があつたりした際に責任体制がきちんと一元化されているかどうかを確認したかったんです。生活指導子ども会の実施に関してはPTAに管理責任があるということになるのでしょうか。

青少年・スポーツ課長 委託しておりますので、管理責任ということだと、教育委員会に管理責任があります。

児童保育課長 前田委員ご指摘の点につきましては、教育委員会の各事業で学校長にいろいろとお世話になっている部分がございますが、できるだけ学校に負担をかけないようにということで、この辺りの責任体制については最初からきちんと明確化してございますので、学校にご迷惑をかけることがないように実施させていただいております。

高森委員 こどもクラブの入会を希望する利用者との契約はどのようにされているのでしょうか。先日、学校の下校時間をだいぶ過ぎた時間に、児童がランドセル背負ったまま、まちの中を歩いていました。「どうしたの？」って聞きましたら、こどもクラブに行かなくてはならないけれども、こどもクラブに持っていくものを一切用意して来なくて、家に帰っても鍵がかかっていて誰もいないということでした。こどもクラブとしては、その日にどういった児童が当日利用するかの把握をされているのでしょうか。また、何かあったときの連絡はどのようにとったらいいのでしょうか。

児童保育課長 入会者については、当然こどもクラブで把握をしてございますが、その日に入会登録をしている児童が全員来るかどうかという事前のチェックはしてございません。ただし、例えば、常に毎日来ている児童が今日は来ていないなど特異なことがあれば、こどもクラブから家庭へ確認はさせていただいております。

また、持ち物を忘れたというような場合でも、遠慮せずすぐにこどもクラブのほうに来ていいよという案内は丁寧に、各クラブもさせていただいているところがございます。

高森委員 おそらくその児童は、その辺りの理解がなかったのだと思われます。結局、その児童の保護者（祖母）にはその後に連絡がつき、事情を説明したらすぐに来てくださ

いました。

和田教育長 先ほど児童保育課長から、その日にこどもクラブに子どもが来るか来ないかの事前のチェックはしていないとのこと話がありましたが、クラブによっては、定期的な休み以外の日に休むときは、あらかじめクラブに連絡を入れ、もし連絡が無く姿を見せない場合については、クラブから学校や保護者に連絡をとるルールになっている、そのようなことをしているところもあるように聞きましたが、いかがですか。

児童保育課長 説明が不足しておりました。申し訳ありません。

基本的には、教育長ご指摘のような運用を各クラブ実施しているところでございます。ただし、保護者によっては、その連絡がルーズになってしまう場合もあり、毎日全件の確認をすることが困難になっているという意味で、先ほどのご説明をいたしました。この辺りは私どもも考えていかななくてはいけないところであると考えています。

現状として、各クラブともに、日に一、二件は、どうしても消息が分からないということがあります。当然そういった場合には、各クラブが、安全確認のために自宅や学校、親類にもご連絡を差し上げてその辺りの確認はしているところでございます。それでも毎日全件の確認が必ずしもきちんできるというわけではございませんので、その辺りは子どもの安全にかかわることですので、なんとか全件把握をということで、各クラブとも相談しながらきちんとやっていきたいと考えているところでございます。

和田教育長 先ほど前田委員から学校長の責任のあり方についてご指摘がありました。今後、子ども子育て支援新制度が展開されていくと、小学校6年生までの学童保育が必要になってきます。学校内のこどもクラブの、施設と学校とのかかわりについて、今後の見通しはいかがですか。

児童保育課長 国が平成27年度から、子ども子育て支援新制度を本格運用しようとしています。その新制度の中で、学童クラブにつきましても、現行では概ね10歳までを対象としておりますが、これが小学校6年生までを対象とするというように変わります。

小学校6年生までが対象ということになると、当然、現行のこどもクラブの施設レベルでは、受け入れを増やしていくということは大変難しいことになってまいります。そこで、今年の秋にニーズ調査を行い、小学校6年生までのこどもクラブ利用の意向を確認した上で、どのような事業展開をするかを各市区町村が独自に考え、各市区町村で各こどもクラブの定員、対象、職員配置や開設日数を条例で定めると、国の想定はそういうことになっています。現在のこどもクラブで6年生までの受け入れは大変厳しいというのが、正直な感想でございます。

ではどのような形で6年生までの受け入れに対応するか、例えば児童館の機能を強化して、特に小学校4年生から6年生を受け入れるためのプログラム等も考えて、児童館に新たな機能を持たせて受け入れをしていく。あるいはこの辺りは、学校長をはじめ、学校関係の方々、PTAの方々、地域の方々にもご相談をしながらということになりますけれども、例えば学校の放課後の体育館や校庭、余裕教室があればそういった場所を活用させていた

だいての小学校6年生までの受け入れを考えていかなければならないと考えているところ
でございます。今後、新制度に向けての検討も具体化されてまいりますので、その具体化
が進んでいった時点で、学校長をはじめ、学校関係者の方々、PTAの方々、地域の方々
にご相談を申し上げながら、台東区としてのこどもクラブの新しいあり方についてご協議を
させていただきたいと思っているところでございます。

高森委員 ぜひ、そういった形で進んでいただければと思います。他に例えば中央図書
館を使用したりすると、動線的にも出入り口が2カ所しかありませんから、安全性の面か
ら心配が少ないですし、また学習環境としても申し分ないと思いますので、児童館だけ
ではなくて他にも検討いただけたらと思います。

児童保育課長 了解いたしました。早速、協議させていただきます。

末廣委員長 ほかにご質問ございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、児童保育課のキ及びクについては、報告どおり了承願います。

3 10月の行事予定

末廣委員長 次に、10月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 教育委員会の行事予定は、10月は資料15のとおりでございます。

1日に教育委員会の臨時会を予定しております。また、24日にも教育委員会定例会がご
ざいます。よろしくお願いいいたします。以上でございます。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承願います。

4 その他

末廣委員長 そのほか何かございますか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了い
たしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時05分 閉会